

| | |
|------------------|---|
| Title | 朝鮮総督府の朝鮮人官吏：満州国の中国人官吏との比較で |
| Sub Title | The Korean Officials of Chōsen Government-General : a comparison with Chinese Officials of Manchukuo |
| Author | 浜口, 裕子(Hamaguchi, Yuko) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1994 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.7 (1994. 7) ,p.55- 89 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940728-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

朝鮮総督府の朝鮮人官吏

——満洲国の中国人官吏との比較で——

浜 口 裕 子

- 一 問題の所在
- 二 総督府における朝鮮人官吏の位置
 - (一) 日韓併合と朝鮮人官吏
 - (二) 三・一独立運動後の官制改革と朝鮮人官吏
- 三 一九三〇年代・四〇年代の朝鮮人官吏
 - (一) 一九三〇年代の高官
 - (二) 日中戦争以降の朝鮮人官吏
- 四 終戦—総督府官吏のその後—
- 五 結 語

一 問題の所在

本稿は朝鮮総督府の官吏として登用された朝鮮人について検討するものである。この問題については、すでにいく

つかのすぐれた研究業績が発表されている。⁽¹⁾ 本稿ではこれらの成果に学びつつ、併合以降一九四〇年代に至る日本の朝鮮人官吏の登用政策と朝鮮人官吏の動態を追い、朝鮮統治の性格について検討を加えてゆきたい。

いうまでもなく、朝鮮は日本に「併合」されるといふ形で、日本の支配下に置かれることとなった。それ以前に「保護国」時代を経過した上でのことであるが、現実には「併合」となった際に、朝鮮人をどのような形でその支配に組み入れるかということとは、朝鮮統治にとって大きな問題であったはずである。統治される側にとっては、なおこのと重大な問題であった。朝鮮総督府において、朝鮮人官吏がどのように扱われていったかの基本を検討することは、日本の朝鮮統治の性格を考えると同時に、日本が現地朝鮮社会をどのようにその支配体制に組み込もうとしたのかを考察することにもなる。当然のことながらそれは、植民地化される以前の現地の支配体制のあり方や現地社会の性格にも深く関連する問題である。このことは、朝鮮の他の地域で日本が行なった支配政策と朝鮮の場合を比較すると一層明らかとなる。

筆者は、すでに一九三〇年代から終戦までの満洲国における中国人官吏について、どのような人員が登用されていたかを分析し、満洲国の中央集権化政策がいかに展開したかを研究した。⁽²⁾ 朝鮮の統治政策は、この満洲国の「統治」政策の「モデル」として意識されていたと考えられる。そこで本稿では朝鮮総督府の現地人官吏について、満洲国の場合と比較するという点を念願におきつつ検討してゆきたい。その際、特にふたつの点に注目する。まず第一に、現地人官吏の登用の実体から見た日本の統治政策の性格という点、第二に、それに対する現地社会の対応、言い換えると、日本の統治政策が、現地社会に浸透していたか否かという点である。

第一の点については、支配体制確立過程における朝鮮人官吏の登用の現状とその変遷の分析が中心となる。しかし、前に掲げた多数の研究成果がすでに存在することから、特に第二の点に関連する事柄を中心として検討してゆく。さらに、一九三〇年代・四〇年代の状況については、解放後の韓国社会との「連続性」を念願に置きつつ分析を進めて

ゆきたい。近年、日本統治時代の朝鮮をどう把握するかについて、注目すべき論点が提出されている。従来、植民地時代の朝鮮については、解放後の朝鮮・韓国の歴史と「断絶」して考える見方が一般的であったように思う。しかしここ数年、むしろ「連続」する面に注目しようとする諸論が出されつつある³⁾。特に一九三〇年代・四〇年代の朝鮮を考察する場合、このような問題意識は避けては通れないものであると思われる。いずれにせよ、解放を見据えて、この時期の朝鮮の動態を分析することは、重要な課題であることが認識されつつある。それは、朝鮮総督府の政策の性格を検討する上からも、必要な視点であろう。

以上の問題意識にもとづき、本稿では、まず、併合以降の総督府における朝鮮人官吏の位置を概観し、日本がいかに支配体制の確立を行なったかを検討する。さらに一九三〇年代・四〇年代における朝鮮人官吏の量的、質的動態を示し、中央統制の浸透の度合について分析を試みる。これらの問題は、統計数値だけではなく、朝鮮人中最高のポストであった道知事と道参事官として登用された朝鮮人の経歴を検討することからも考察される。さらに、総督府高官が終戦を迎えてどうなったかについても若干触れることで、日本の朝鮮統治の性格を再考してゆきたい。

(1) 代表的なものをあげれば、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』、東京大学出版会、一九七九年、が齋藤實文書を使用して一九二〇年代の研究を行なっている。また林鍾国には、コリア研究所訳『親日派』、御茶の水書房、一九九二年、をはじめ、総督府に協力的であった「親日派」朝鮮人に関する一連の業績がある。最近のものでは、橋谷弘「一九三〇・四〇年代の朝鮮社会の性格をめぐって」(『朝鮮史研究会論文集』第二十七号、一九九〇年三月)、が一九三〇年代・四〇年代の朝鮮人官吏を扱い、鄭在貞「朝鮮総督府鐵道局の雇傭構造」(韓国語版・安秉直・李大根・中村哲・梶村秀樹編『近代朝鮮の經濟構造』、比峰出版社(ソウル)、一九八九年、日本語版・安秉直・李大根・中村哲・梶村秀樹編『近代朝鮮の經濟構造』、日本評論社、一九九〇年)、が特に鉄道の官吏について分析している。また、糟谷憲一「朝鮮総督府の文化統治」(『岩波講座・近代日本と植民地』第二巻、岩波書店、一九九二年)、が一九二〇年代の総督府官吏について概観した。さらに、並木真人「植民地朝鮮人の政治参加について―解放後史との関連において―」(『朝鮮史研究会論文集』第三二号、一九九三年一〇月)、でも扱われた。この他、朝鮮人のいわゆる「親日派」問題に関する研究は数多い。それら一連の業績については、とりあえず高崎宗司「朝鮮

の親日派―緑旗連盟で活動した朝鮮人―(『岩波講座・近代日本と植民地』第五巻、岩波書店、一九九三年) 一二三―一二四頁、および同論文・注を参照のこと。

(2) 拙稿「満洲事変と中国人―『満洲国』に入る中国人官吏と日本の政策―」(慶應法学会『法学研究』第六四巻第一号、一九九一年一月)、拙稿「満洲国」の中国人官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」(アジア経済研究所『アジア経済』第三四巻第三号、一九九三年三月)。

(3) たとえば、中村哲『近代世界史像の再構成―東アジアの視点から―』、青木書店、一九九一年の特に第三章・近代東アジア像の再検討、および中村哲・堀和生・安兼直・金泳鎬編『朝鮮近代の歴史像』、日本評論社、一九八八年、における問題提起を参照のこと。また、小林英夫「近代東アジア史像の再検討」(『歴史評論』No. 482、一九九〇年六月)、小林英夫「東アジアの経済圏―戦前と戦後―」(『岩波講座・近代日本と植民地』第一巻、岩波書店、一九九二年)、では戦前と戦後の「断絶面」と「連続面」を具体的に抽出する。小林はさらに『岩波講座・近代日本と植民地』第三巻、岩波書店、一九九二年、「まえがき」でも、こうした問題視角の必要性を訴える。「連続面」を考慮に入れる視点による研究は日本のみにとどまらず、韓国人、アメリカ人の手でもなされている。たとえば鄭在貞・前掲論文や、Carter J. Eckert(Offspring of Empire: The Koch' ang Kims and the Colonial Origins of Korean Capitalism 1876-1945, University of Washington Press, Seattle and Lond on, 1991, せよち Karl Moscovitz, "The Employees of Japanese Banks in Colonial Korea," 1979, Harvard Doctor of Philosophy, などが解放後の韓国との連続性を意識した植民地時代の研究である。

二 総督府における朝鮮人官吏の位置

(一) 日韓併合と朝鮮人官吏

朝鮮総督府による植民地統治は、「日韓併合」という形で始まった。併合に関する条約では、併合の結果として日本国政府が「全然韓国ノ施政ヲ擔任」することとされ、同時に、「誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ヲ許ス限リ韓国ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ⁽¹⁾」とされた。しかし、朝鮮では、国際関係を意識し

第1表 朝鮮總督府所属職員数の変遷

| | 国費支弁職員 | | | | | | | | 道費・地方費 支弁職員 | |
|------|-------------|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|--------------|----------------|--------------|
| | 高等官・ 同待遇 | | 判任官・ 同待遇 | | 嘱託・雇員 | | 合計 | | | |
| | 日 | 朝 | 日 | 朝 | 日 | 朝 | 日 | 朝(伸び率) | 日 | 朝(伸び率) |
| 1910 | 1100 | | 8261 | | 5168 | | 14529 | | | |
| 1915 | 726 | 353 | 8053 | 4861 | 6366 | 5576 | 15145 | 10790 | 635 | 215 |
| 1920 | 784 | 356 | 16495 | 10618 | 5014 | 3183 | 22293 | 14157 | 1236 | 388 |
| 1925 | 865 | 366 | 18394 | 9569 | 7428 | 4836 | 26687 | 14711 | 2919 | 696 |
| 1930 | 1143 | 360 | 20199 | 10018 | 10419 | 6669 | 31761 | 17047 | 3673 | 1210 |
| 1931 | 1112 | 361 | 19417 | 10154 | 10731 | 7124 | 31260 | 17639 (3.5) | 4373 | 1477 (22.0) |
| 1932 | 1126 | 354 | 20252 | 10912 | 11098 | 7521 | 32476 | 18787 (6.5) | 4258 | 1481 (0.3) |
| 1933 | 1160 | 355 | 20089 | 10724 | 11371 | 7845 | 32620 | 18924 (0.7) | 4496 | 3126 (111.0) |
| 1934 | 1172 | 361 | 20963 | 11051 | 12033 | 8235 | 34168 | 19645 (3.8) | 4595 | 3299 (5.5) |
| 1935 | 1292 | 363 | 21712 | 11180 | 12728 | 8780 | 35642 | 20323 (3.5) | 4820 | 3641 (10.4) |
| 1936 | 1277 | 368 | 22740 | 11747 | 14065 | 9375 | 38082 | 21490 (5.7) | 5087 | 4088 (12.3) |
| 1937 | 1448 | 388 | 24177 | 12477 | 15564 | 10975 | 41189 | 23840 (10.9) | 5780 | 4582 (29.3) |
| 1938 | 1535 | 391 | 25599 | 12987 | 16111 | 12586 | 43245 | 25964 (8.9) | 5973 | 4878 (6.5) |
| 1939 | 1613 | 394 | 27269 | 13535 | 17405 | 15983 | 46287 | 29912 (15.2) | 6120 | 5604 (14.9) |
| 1940 | 1737 | 416 | 28984 | 14224 | 19186 | 21362 | 49907 | 36002 (20.4) | 6085 | 6638 (18.5) |
| 1941 | 1908 | 440 | 31982 | 14952 | 21325 | 27126 | 55215 | 42518 (18.1) | 5996 | 8256 (24.8) |
| 1942 | 2012 | 442 | 32627 | 15479 | 22663 | 29998 | 57302 | 45919 (8.0) | 5990 | 8758 (6.1) |

(注1) 原則として各年度末の数値。
 (注2) 伸び率は%、小数点以下四捨五入。
 (注3) この他府費支弁職員、学校費支弁職員、学校組合費支弁職員、李王職職員、邑面職員等がいた。
 (出所) 『朝鮮總督府統計年報』各年度版より作成。なお、橋谷・前掲論文、p.140、並木・前掲論文、p.35、も参照のこと。

「民族協和」の「独立国」とした満洲国の場合とは異なり、統治の主体に、たとえ単なる「看板」であれ現地人を入れる、という発想は基本的には全くなかったと考えてよい。併合当時の總督府官吏は、本府の場合は、二、三の通訳官を除いて全員が日本人であった。併合によって、朝鮮半島に「移住」した日本人の最も多くが、官吏の職に就き、朝鮮統治の実務にあたった。日本人の移住は併合以降急速に増えたが、一、二、三七年では、日本人の四一・四%が總督府官吏であったという⁽²⁾。要職は一切日本人で占めるといのが原則であった。朝鮮人は、主として地方官吏として登用された。

朝鮮人官吏と日本人官吏の数・割合は第1表に示した。朝鮮人官吏は下級にいくにしたがってその割合が多くなっている。これら朝鮮人官吏の多くは、地方庁に配属され、本府における比率は、第1表で示されているよりもずっと低いと考えてよい。併合直後の一九一〇年九月三

第2表 併合直後の道長官・参与官

| | 生年 | 出身 | 学歴 | 前歴／備考 | その後の職 |
|-----------------------------|------|----------------|----------------------------|--|---|
| 李軫鎬・ 慶北長官 李家軫鎬 | 1867 | 京畿 | 鍊武公院 卒 | 旧韓国訓練隊大隊長、親衛隊大隊 長、参領、中樞院副贊議、 平城高等学校校長、平南道觀察使 ／金弘集内閣崩壊時に日本亡命 | 全北道知事、総督府学 務局長、1941中樞院副 議長、勅撰貴族院議員、 国民總力朝鮮聯盟顧問、 臨戦報国団顧問 |
| 李斗璜・ 全北長官 | | | | 中樞院副贊議、全北道觀察使 ／金弘集内閣崩壊時に日本亡命 | 1916年没 |
| 朴重陽・ 忠南長官 朴忠重陽 | 1874 | 慶北 達城 潘南 | 留日〈青 山学院大 〉 | 旧韓国警務官、大邱郡守、平南道 觀察使、慶北道觀察使／伊藤博文 の養子、日本語堪能 | 中樞院参議、1921黄海 道知事、23忠北道知事、 41中樞院副議長(-44) 国民總力朝鮮聯盟参与 |
| 李圭完・ 江原長官 | 1862 | | | 警察官、中樞院副贊議、江原道觀 察使／甲申事変時士官で日本亡命 妻は日本人 | 1918咸南道長官 |
| 柳赫魯・ 京畿参与 官 | 1852 | 忠南 | | 統監府時事務官、平北道觀察使／ 甲申事変時士官で日本亡命 | 忠北道長官、全北道知 事、1933中樞院参議(- 39) |
| 兪星濬・ 忠北参与 官 | 1857 | 頃 | 留日〈慶 應義塾、 明大〉 | 農商工部主事、会計局長、警務局 長、内部地方局長、学部学務局長、 内閣法制局長／金弘集内閣崩壊時 に日本亡命、兪吉濬の実弟 | 中樞院参議、忠清道知 事、江原道知事、1933 中樞院参議 |
| 鄭蘭教・ 忠南参与 官 | 1864 | 京畿 | 留日〈陸 士戸山学 校〉 | 軍務衙門参議、陸軍歩兵副領、中 樞院贊議／甲申事変時士官、日本 亡命 | 1930中樞院参議(-43死 亡) |
| 金潤晶・ 全北参与 官・清道 金次郎 | 1869 | 京畿 | 留日・留 米〈コロ ラド大〉 | 城郡郡守、太極章駐米公使館三等 参事官兼代理公使、泰仁郡守、仁 川府尹、仁川実業学校校長 | 1925忠北道知事、34中 樞院参議・顧問(勅任)、 朝鮮商事社長、国民總 力朝鮮聯盟評議員 |
| 元應常・ 全南参与 官 | 1869 | 忠南 牙山 | 留日〈慶 應義塾・ 東京法学 院〉 | 外務参事官、議政府参事官、度支 部税局長、度支部司計局長 | 1918江原道知事、20全 南道知事、33中樞院施 政研究会經濟部主査委 員 |
| 崔廷徳・ 慶北参与 官 | 1865 | | 漢文 | 中樞院議官、中樞院副贊議、忠南 道觀察使／甲午改革以降の政変で 日本亡命 | |

朝鮮総督府の朝鮮人官吏

| | | | | | |
|-----------------------------|------|----------|----------|--|--|
| 申錫麟・ 慶南参与 官・平林 麟四郎 | 1866 | 京畿 | 留日 | 侍從院侍從、熊川郡守、慶南道觀察道昌原府尹 | 1921江原道知事、29忠南道知事、33中樞院參議(-44)、国民總力朝鮮聯盟理事、臨戰報国団理事、国民会会長 |
| 金彰漢・ 黄海参与 官 | 1870 | 慶北 安東 | 漢文 | 仁川府主事・同郵通司長、漢城府參事官、内部警務局長、中樞院贊議、東萊府尹／甲午改革以降の政変で日本亡命 | |
| 張憲植・ 平南参与 官・張問 憲四郎 | 1869 | 京畿 | 留日(東京帝大) | 陸軍幼年学校教員、学部參事官、学部編輯局長、漢城府尹／朝鮮人初の東大生 | 1917忠北道知事、本府事務官、21全南知事、34中樞院參議(-44)、国民總力朝鮮聯盟評議員、臨戰報国団評議員 |
| 尹甲炳・ 平北参与 官・平沼 秀雄 | 1863 | 京畿 | | 侍從院侍從、内部主事、農商局長定山郡守、平理院檢事、咸北道觀察使／29才で来日、日本語堪能、一進会評議員 | 慶北道参与官、1923江原道知事、34中樞院參議(-39) |
| 李鶴圭・ 江原参与 官 | 1852 | 京城 洪州 | 漢文、留日 | 統理衙門主事、駐日公使館書記官肅川府使、端興郡守、平理院首班檢事、中樞院議官、度司部司計局長、中樞院贊議 | |
| 趙秉教・ 咸南参与 官 | 1862 | | 漢文、留日 | 表勲院參事官、咸興郡守、徳源府尹／甲申事變時留學生 | |
| 李範来・ 咸北参与 官 | 1868 | 京畿 廣州 | 漢文、武官学校 | 壯衛營領官、日清戦争で三南司令官、親衛第一隊大隊長、中樞院副贊議、咸南道觀察使／甲午改革以降の政変で日本亡命 | |

(注1) 「留日」は日本留学。

(注2) 「慶北」は慶尙北道、「全北」は全羅北道、「忠南」は忠清南道、「咸南」は咸鏡南道の略。「慶南」、「全南」、「忠北」、「咸北」も同様。ただし、経歴中では道を入れた。

(注3) 出身の下段は本貫。

(注4) (-)の数はその職に就いていたことが確認できる年を示した。

(出所) 朝鮮総督府編『朝鮮総督府及所属官署職員録』各年度版、朝鮮総督府、京城日報社・毎日申報社編纂『朝鮮年鑑』各年度版、牧山耕蔵編『朝鮮紳士名鑑』、日本電報通信社京城支局、1911年、阿部薫編『朝鮮功勞者銘鑑』、民衆時論社朝鮮功勞者銘鑑刊行会、1935年、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史』、東京大学出版会、1979年、高嶺燮編『反民者罪状記』、白葉文化社(ソウル)、1949年、『民族正氣の審判』、1949年、林鍾國著・反民族問題研究所編・コリア研究所訳『親日派』、御茶の水書房、1992年、などより作成。

○日に総督府官制が發布された。旧韓国時代の大臣制はなくなり、朝鮮人高官の内、大臣クラスの高い職にあった者で「前韓時代の功勞者」³⁾とみなされた者は、総督の諮問機関として設けられた「中枢院」に入るようになった。「中枢院」は李氏朝鮮時代、議政機関として存在していた。総督府はその中枢院の名を借り、朝鮮人の旧支配層をそこに入れたのである。だが中枢院は諮問機関としてすら機能することはほとんどなく、一九一九年一〇月までは、一度も召集されず、その後三〇年程の間に、九回相談を受けただけだった。その相談内容も、実際の政治にはあまり大きな関係がないことであった。⁴⁾ 中枢院に入った者は、専ら朝鮮の旧慣や制度に関する調査に従事した。代わって新機構の各部長官には、一九〇六年の統監府令以降次官の座にあった日本人が就くことになった。中枢院は政治的には有名無実であり、総督府の立法権限は、完全に日本人官吏の手に委ねられていたのである。しかし、併合によって政治力を奪われ、行き場のなくなった旧支配層にとって、たとえ形だけのものであっても中枢院の職は、一面では「有難い」ものであったと思われる。併合以降、朝鮮人にとって高官としてのポストは、きわめて限られたものとなり、生活の糧を得るのも難しい時代となったのであった。

新官制においては、参与官として朝鮮人を置き、官吏として待遇することになった。朝鮮人官吏として実質的に最高の官職が、道知事と道参与官であった。第2表に併合直後の朝鮮人道知事と道参与官を掲げた。これらの道知事・参与官は、日韓協約締結後、道監察使や地方の局長クラスの職に採用された者が、継続して任用された者が多かった。参与官という職は、統監府時代に道監察使の下に設置したもので、この時には日本人が就いていた。しかし、日韓併合後は、要職は基本的には日本人がすべて占めることとなり、それまで、道監察使や局長クラスの職に就いていた朝鮮人高官は、失職を余儀なくされた。このため、これらの朝鮮人を地方政治の「諮問」職としての参与官に就けたもので、所管事務はなく、民情視察などがその役割とされた。⁵⁾

第2表に明らかなように、道知事・道参与官として採用された者のほとんどすべてが、日本留学経験か日本亡命経

験を持つ。いわば旧韓国時代から日本に近い立場をとってきた者の集まりであった。

総督府の政治は、中央については、併合直後より総督以下日本人が要職を占める形を整えることができたが、地方はそうはいかなかった。地方制度に関しては、併合時より「急劇なる變革を加ふるを避け」、「専ら實質の改善を圖る」ことに努めたという。そのため、道、府、郡、面という行政区画は、従来どおりとし、これまでの、道監察使は道長官に改めたものの、府尹、郡守、面長といった職名は、従来のもをそのまま踏襲することになった。しかしこれら府尹、郡守、面長の定員は以前より増加され、地方行政に経験ある日本人職員を配置して、事務の統一を図ることがなされた。このうち、郡守については、原則的に朝鮮人を登用することとされた。また、行政の末端単位である面については、その規定は総督の権限に属すとされ、面長はその地方において「有力にして且つ相當なる聲望を有する者」を選ばねばならないとして、朝鮮人がこれに当たった。これに対し府尹は、原則として日本人が就いた。府は、京城はじめ釜山、仁川などの特に重要な都市である。都市は、その行政の頂点に日本人を就けるとするのが朝鮮総督府の原則であったと思われる。例外は開城である。開城は高麗の都で、格は高い都市であるが、この時代は政治的には力を落としていた。この開城の府尹には、ずっと朝鮮人が就いた。

以上の府尹、郡守、面長のうち、府尹は日本人、郡守は朝鮮人という原則は、ほぼ最後まで踏襲される。ただ、面長は、全体からみるとごく少数ではあったが場合によっては日本人が就くようになった。⁽⁸⁾日本は併合直後より、行政の最末端機関である面をこれまでより重視する姿勢をとり、面長の指導・訓練に留意し、その地位を判任待遇とした。また、事務の管轄範囲を広げ、これまでの徴税事務の他に、勸業、教育、衛生、土木などの事務もやらせることにした。⁽⁹⁾日本が面レベルの行政を重視していたことが明かである。

ところで旧時代の行政区画を踏襲して始まった地方行政であったが、一九一四年という比較的早い段階で、行政区画の整理が行なわれた。この年三月より、府郡の統廃合が実施され、府の数は従来通り一二府であったが、その区域

は著しく縮小された。郡は九七郡減じて、二二〇郡となった。また、四月には面の統廃合が行なわれ、一八〇〇面が減ぜられ、八月にさらに一面減ぜられ、二五二一面となった。翌一九一五年には、新たに島制が創設され、従来郡であった済州島や鬱陵島に島庁がおかれることとなり、島司に島全体の行政事務を管掌させることになった。島司は島令を発する権利を持ち、警察官を兼ね、警察行政も行なうこととした。⁽¹⁰⁾ 島は交通が不便な所にあるため、一般の郡守よりも大きな権限を持たせ、統治させることにしたのである。この島司には、日本人が就いた。

満洲国と比較した場合、このような統治の初期段階に行政区画の整理をやり遂げたことは興味深い。満洲国では、一九三二年の建国後すぐに従来力を持っていた行政単位である「省」の区画を改正し、既存の勢力の解体が図られた。三四年にはこれをなしとげ、次にその下の単位で、行政の最末端単位である「県」の区画の統廃合も企画されたが、これはなされぬままとなり、地方を掌握しようとする中央と地方との摩擦がさまざま報告されている。⁽¹¹⁾ これと比べて朝鮮の場合は、はるかに容易に行政区画の統廃合が成し遂げられたように思われる。この違いは日本統治以前からの両地域の政治・社会的状況の違いが係わっているように思われる。中国の場合、もともと「省」や「県」などの行政単位が持っていた権限が、非常に大きかったのに比べ、朝鮮の場合、徹底した中央集権体制がとられ、地方の行政単位である「府」・「郡」・「面」が中央から独立的に持つ権限は極度に限られていた。地方の行政単位がそれぞれ独立的にいわば「小宇宙」を形成し、力を持っていた中国社会では行政区画の変更はきわめて大きな意味を持った。無理に変更しようとするば摩擦もおころう。それに比べ、朝鮮社会はあまりに中央集権志向であった。⁽¹²⁾

日本の朝鮮統治方針も極度に中央集権的なものであった。制度の形については日本は李朝以来の中央集権的体制を踏襲しつつ、さらに日本の力によるより実質的な中央支配体制の確立をめざした。このため、日本はその中央権力の確立にあたり、従来の朝鮮社会における支配者である官吏の権力の奪取とその掌握に力を注いだ。たとえ地方行政の一部に朝鮮人官吏が登用されたとしても、総督府の政治は総督を中心として極度に中央集権的な体制がとられ、朝鮮

人官吏の役割はほとんど無に等しいものとなった。このため、朝鮮人官吏の権限は日本統治以前の時代の官吏と、著しく異なるものとなった。朝鮮では一三世紀以降、中国から取り入れた「科挙」制度に基づく文人官僚社会が確立していた。旧時代の朝鮮において、中央の権力を背後に抱く官吏は政治力も経済力も握るエリートであり、権力を一手に握る支配層であった。官吏になれば、蓄財が可能であり、一族の中から科挙合格者が出ると、その一族が潤うのが一般的であった。郡守クラスの官吏でも、「三年やれば一生食える」といわれた。⁽¹³⁾ところが、日本統治時代にはそうはいかなくなった。日本は併合直前より旧時代の政治の弊害を行政と司法と税務が分かれていなかったことにあるとし、その分離に入った。観察使や郡守は、通常、地方行政を統括すると同時に、裁判権・徴税権をも有していたが、韓国統監の「指導」としてこれを剝奪し、国税徴収と地方財政に関する権限を中央の度支部の直轄とした。また、警察権の行使は道觀察使の管理となり、事務については警察署があたることとし、郡守は関与できないことになった。各道の警察は、中央の内務部警察局が統一管理するという中央集権体制がしかれた。⁽¹⁴⁾このため、たとえば郡守の場合、徴税権と警察権を取られることになり、旧時代の特権はほぼ消滅した。各郡単位で設けられた警察署の署長には日本人が就いた。

しかし旧時代に比べて特権がなくなり、事実上政治力を失ったとはいえず、多くの朝鮮の人にとって「官吏」は依然「出世」を表わす大変魅力ある職であった。郡守になりたい者は後をたたなかつたという。⁽¹⁵⁾日本の厳しい支配の下で、多数の朝鮮人が植民する側の支配体制に入っていたということは、このことをぬきにしては考えられない。その点は、満洲国の場合も同様であった。⁽¹⁶⁾朝鮮の場合、国土である朝鮮半島全体が日本の支配下におかれたのであるから、状況は満洲国の場合よりも一層深刻であった。朝鮮では、日本の支配が受け入れられなければ、朝鮮半島を出るか、地下活動で抵抗するしか道がなかった。併合以降は地下活動も極めて難しくなった。それができない多くの者にとつて、生きるために取るべき道は支配を受け入れる以外にない。そうだとすれば、そこにおける「エリート」である官

吏になることを望む者は、多数あって当然であろう。任官のためにさまざまな縁故をたより猛運動をくりひろげる者が後をたたなかつた。一旦任官されると、その存在を認められるよう精いっぱい働く。特に、郡守、参与官等の職に就けば、功名手柄をたて、日本側に認められる最大の機会となつたのである。⁽¹⁷⁾

以上のことを日本の支配体制の確立と朝鮮社会という点からまとめると次のようになる。まず第一に、総督府の政治は、中央の要職は完全に日本人が独占することになった。併合以前の旧韓国の大臣クラスの人材は、総督の諮問機関としての中枢院に入ったが、これは政治的には全く無力であつた。第二に、地方に関しては、制度上は従来のものを踏襲する方針がとられたが、比較的初期の段階で行政区画の統廃合が遂行された。地方官吏には朝鮮人官吏が相当数採用された。その最高の職である道知事・参与官には、日本留学や日本亡命経験のある「親日的」朝鮮人が就いた。第三に、重要都市である府の頂点である府尹には、日本人が就き、郡守には原則として朝鮮人を採用した。第四に、面長も原則的に朝鮮人が就いたが、併合以前より重きをおかれることとなり、指導・監督が重視されるようになった。第五に、旧時代の官吏の特権を解体する方針がとられ、徴税権と警察権は、中央が統一的に管理する体制がとられることとなつた。すなわち、総督府の政治は、それ以前の朝鮮社会の中央集権的体制上は踏襲し利用しつつ、一層徹底した中央支配貫徹体制の形成をめざすものであつたといえよう。それは日本の力で朝鮮社会をコントロールできる体制の創出過程であつた。

(二) 三・一独立運動後の官制改革と朝鮮人官吏

厳しい中央集権体制のもとに、日本の支配が貫徹する体制を整え出発した総督府の政治であつたが、一九一九年の三・一独立運動に直面し、転換を余儀なくされる。民族対策を考慮せざるをえない中で赴任した斎藤総督は、訓示で「朝鮮人ノ任用待遇等ニ考慮ヲ加」⁽¹⁸⁾えようとしていることを明らかにした。また、「成ルヘク朝鮮ノ文化ト旧慣トヲ尊

重シテ其ノ善ヲ⁽¹⁹⁾ 伸ばす旨を唱った。一方、水野政務総監も知事会議の訓示において、日本人と朝鮮人との「差別撤廃」を掲げ、人材を登用し、官吏の俸給を「内地人」と同一の下におくという方針を示した。そして、朝鮮人の判事・検事の権限を「内地人」と同一にすること、従来ほとんど「内地人」に限っていた普通学校校長に朝鮮人も任用することにすること、一般官吏に対する任用制限を廃止し待遇改善をなすこと、等を掲げた。⁽²⁰⁾

さらに、これを機に、事務の簡便化が叫ばれ、従来の「中央集注の主義」から「分任主義」へ移行させる方針が図られることになった。本府に集中していた権限を、地方に分担させることにし、地方官はそれまでよりも大きな権限を任されることになったのである。具体的には、地方庁の判任官およびその待遇職員の進退、賞与ならびに部下職員の出張に関する事項については、道知事の職権に委ねること、面制の施行心得を改正しそのほとんど全部を地方官の権限に移すこと、参事の任命も大体において道知事に施行させることとした。⁽²¹⁾ さらに、小作料等の減免も、道知事の承認を得て、府尹、郡守等がこれを処分するという途を開くことが検討された。⁽²²⁾

しかし、こうした改革が必ずしも朝鮮人官吏の登用と待遇の改善に直結したと評価できるわけではない。一九二〇年代に朝鮮人官吏の数は増えてゆくが、増加率はそれ以前と比べて大きく増加したわけではない。むしろ三・一独立運動後、より確固たる官僚制をとるためにそれまで以上に多数の日本人官吏がおくり込まれたため、総督府関係官吏全体からするとその率が落ちて⁽²³⁾いる。また各部署局長や都市のトップなどの重要な職や、技術系統の職には日本人を就けるという方針はそのまま踏襲された。

その中で、高等官として、総督府に五名の朝鮮人事務官が採用され、各道に一名ずつの朝鮮人理事官がおかれることになった。従来総督府の高等官一四名中朝鮮人はわずかに一名、各道庁では原則として参与官のみであったのが、ここでそれぞれ、六名と二名に増加した。この枠は、二〇年代を通じてほぼ維持される。⁽²⁴⁾ 総督府に採用された事務官は、張憲植、李範益、洪承杓、李鍾国、南宮宮で、張はすでに併合時に道参事官として採用されており、その他の者

もこの後それぞれ道知事になっている。また、一九二〇年半ばには李軫鎬が朝鮮人として初めて、総督府の学務局長に就いた。これ以降、中央でも朝鮮人の高等官が、数は多くなかったものの、採用されることになった。また、地方の判任官クラスの官吏の数は増大した。

しかし、本府採用の五名の事務官の職の内容は、やはり「民情視察」であり、大きな政治的権限が与えられたわけではなかった。道知事の権限は改善がみられたが、首都のある京畿道や日本に最も近い慶尚南道等、日本側が重視していたと思われる道の知事には決して朝鮮人は採用されなかった。

朝鮮人官吏の給与については、本俸についてはようやく日本人と同列になったものの、日本人には「外地手当」がつくなど諸手当の面で差があり、依然同等とはいいがたかった。低賃金に抑えられていた朝鮮人官吏の生活は、楽ではなかったという。⁽²⁵⁾

以上のことを鑑みる限り、一九二〇年代の朝鮮人官吏の登用や待遇は、基本的には、それ以前と大差がなかったといえよう。三・一独立運動を機に、民族政策を考慮せざるをえなくなった総督府は、朝鮮人官吏の登用と待遇の改善を提示したものの、実際には朝鮮人官吏の登用は、一部の極めて「親日的」態度をみせていた朝鮮人の高等官と地方の判任官レベルの官吏にかぎられていた。また、重要な職には、日本人が就くという原則も変わらなかったし、給与の民族間の格差も依然存在したのである。しかし、わずかながらも中央の高等官に朝鮮人の登用が始まり、地方の下級官吏に朝鮮人が増大していったことは、後の時代を考える上で、重要な意味をもつ。

(1) 「韓国併合に関する條約」(一九一〇年八月二二日調印、同年同月二九日公布)〈外務省編『日本外交文書並主要文書 1840-1945』原書房、一九六五年所収)三四〇頁。

(2) Gregory Henderson, Korea: The Politics of the Vortex, Harvard University Press, 1968, p. 75 (鈴木沙雄・大塚喬重訳『朝鮮の政治社会』、サイマル出版会、一九七三年、七八頁)。

(3) 中村進吾『朝鮮施政発達史』、一九三六年、一二三頁。

- (4) 同前書、一四四頁、Henderson, op. cit., pp. 101-102 (邦訳・前掲『朝鮮の政治社会』、一〇五頁)。
- (5) 姜東鎮・前掲書、一四四―一四五頁。
- (6) 中村進吾・前掲書、一四二頁。
- (7) 同前書、一三〇頁。
- (8) 本稿・第三章(一)七五頁、を参照のこと。
- (9) 中村進吾・前掲書、一四二頁。
- (10) 『施政三十年史』、朝鮮総督府、一九四〇年、七三―七四頁。
- (11) 拙稿『満洲事変と中国人』、六五―七三頁、および拙稿『満洲国』の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策の展開』、六四―七三頁、を参照のこと。
- (12) 朝鮮の政治が極度に中央集権的であったことについては、Henderson, op. cit. が全体で論じているが、ここでは特にその第1章の pp. 3-35 (邦訳・前掲『朝鮮の政治社会』、一一―三四頁)、が参考になる。また、丁時采は官僚制度の面から、中央と地方の間に「垂直的指揮監督制度」が確立していたとする(丁時采『韓國官僚制度史』、和信出版社(ソウル)、一九七八年、一八二頁)。
- (13) 『朝鮮総督府官制とその行政』、財団法人友邦協会、一九六九年、二二頁。
- (14) 中村進吾・前掲書、六〇―六一頁。
- (15) 前掲『朝鮮総督府官制とその行政』、二三頁。
- (16) 拙稿『満洲国』の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策の展開』、六八頁、および七二頁(注12)を参照のこと。
- (17) 鐵騎生「官吏哲学・六」(『朝鮮行政』第一〇巻第六号、一九三一年六月)三四頁。
- (18) 「総督府及所属官署ニ対スル総督ノ施政方針訓示」(一九一九年九月三日)、『朝鮮総督府資料選集・斎藤総督の文化統治』、財団法人友邦協会、一九七〇年)九二頁。
- (19) 同前書、九二―九三頁。
- (20) 中村進吾・前掲書、一九八頁。
- (21) 同前書、一九九頁。
- (22) 同前。
- (23) 一九一八年の朝鮮総督府および所属官署における職員総数は、二万二二〇二名で、うち朝鮮人が八四三七名、日本人が一

万二八六五名で、朝鮮人の割合は三九・五%であった。これに対し一九二〇年末には、総数三万六四五〇名中、朝鮮人一万四一五七名で全体の三八・五%となり、一九二五年には、総数四万一四五八名中朝鮮人は一万四七七一名で全体の三五・六%となっている。(姜東鎮・前掲書、一八五―一八六頁)。

(24) 同前書、一八六頁。

(25) 同前書、一九一頁。

三 一九三〇年代・四〇年代の朝鮮人官吏

(一) 一九三〇年代の高官

一九三〇年代前半の朝鮮人官吏の状況は、それ以前と大きく変わったわけではなかった。しかし、二〇年代に緒がついた、朝鮮人の高等官の採用や、地方の下級官吏に朝鮮人が増えるという傾向は、三〇年代に入ってから確実に増進した。

一九三〇年代に高等官であった者には、そのたどってきた道のりからいくつかのタイプに分けられよう。まず第一に旧韓国時代より、官吏や軍人であり、日本統治時代に入っても官吏としてとりたてられていった者、第二に、日本語を修学し、併合前後に地方の官吏にとりたてられ、順調に「出世」して高等官になった者、第三に高等文官試験に合格して、比較的若くして高等官になった者である。

第一のコースをたどった者のうち、併合前より高官で、併合後もとりたてられた者の典型は、併合直後の道知事・参与官であろう。これらの者は、先に指摘したように、日本留学の経験を持つなど、同時代の朝鮮人の中では、きわめて日本に近く、当時政治的には「開化派」とされた「進歩的」人材が多かった。しかし、旧時代の朝鮮人官吏であるからには、漢文を修学し、科挙試験を通り、儒教の派閥や門閥の争いの中で生きていたことは疑いもない。そうし

た朝鮮人官吏の高官の派閥について、日本側は調査し、ある程度は掌握していた⁽¹⁾。また、彼らの事務能力にも注目していたことがわかる。併合直後に道知事・参与官となった者は、旧時代の高官の中で、圧倒的に「親目的」な者であったが、日本はそうした者にポストを与えつつ、総督政治にどれだけ役にたつか観察していたのである。

ところで前掲・第2表にあげた者について、表の「その後の職」歴を確認していただきたい。多くの者が、その後も道知事や参与官の職を歴任し、一九三〇年代には中枢院の参議になっている。彼らは、併合直後に日本から最も信頼を受けていた朝鮮人であったと思われるが、三〇年代、人によっては四〇年代までも優遇を受けていた。日本は少數の比較的安心できる人材を、統治時代の全般にわたって優遇し続けていたのである。併合時四〇歳代であった者は、一九三〇年代には六〇歳・七〇歳代に達している。人によっては、八〇歳以上になっても、中枢院参議として居残っていた。このことは、逆に、彼らにとってその他に生きる手だてがなかったことをも示している。官吏希望者は多く、登用されるために猛運動をする者が少なくなかったことは前述したが、首尾よく任官されても、官吏在職中に、退官後の身の振り方を考えておかねばならなかった。高官の中でも、郡守、警視、警部クラスの退職者は、面長や市場管理人、特設団体の吏員となり、以前の半分ほどの報酬と恩給で一家を養った。しかし、知事や参与官クラスの退官者は、そこまで身を落とすことはできず、多くは浪人生活に入った。そして、猛運動を行なって、ようやく中枢院の職を得ることができたのである。中には官職を離れて事業を始める者もあったが、これもたやすい道ではなかった⁽⁴⁾。

第一のコースに比べ、第二・第三のコースをたどった者はより日本側の期待する実務能力が高かったと思われる。第3表に掲げた一九三〇年代の道知事の中では、金東勲、李範益、金時權、姜弼成などが第二のコースをたどった典型といえよう。それぞれ、地方の書記や通訳などから郡守を経て道参与官・知事へととりたてられた。道知事になった時、四〇歳代半ばから五〇歳代と特に若いとはいえないが、比較的順調に「出世」した者達といえよう。こうした人材を日本側も重視する姿勢を示していたのである。先に掲げた四名の中で金東勲と金時權は民間会社に「天下り」を

第3表 1930年代・40年代の道知事

| | 生年 | 出身 | 経歴／備考 | その他の職 |
|--------------|------|----------|---|--|
| 韓圭復・ 井垣圭復 | 1881 | 京畿 京城 | 留日〈早大政経科〉、度支部翻訳官兼書記官、臨時土地調査局測量課長、整理課長、総督府臨時土地調査局監査官、慶北道参与官、忠北道知事、1929黄海道知事(-33) | 1933中樞院参議(-44)、 臨戦報国団常務理事、 国民總力朝鮮聯盟理事、 国民動員總進会理事 |
| 洪承杓 | 1885 | 忠南 | 慶南道固城郡守、慶北道参与官、1929忠北道知事、全北道知事 | |
| 金東勲・ 金原邦光 | 1886 | 江原 | 官立日本語学校、1910江原道書記、郡守、咸北道・全北道財務部長、咸北道内務部長、33京畿道参与官、35忠北道知事 | 北鮮製紙化学工業株式 会社監査役 |
| 劉鎮淳 | 1876 | 平安 | 平北道渭原郡守、江原道参与官、1929忠南道知事(-31) | 1934中樞院参議(-39) |
| 李範益・ 清原範益 | 1882 | 忠北 丹陽 | 外国語学校卒、日露戦争に日本軍通訳で従軍、内部書記官、郡守、慶南道参与官、1929江原道知事、35忠南道知事 | 中樞院参議、1937.2満 洲国國務院囑託、間島 省長、満洲国参議府参 議、45中樞院顧問・参 議 |
| 金瑞圭 | 1875 | | 咸北道觀察道事務官、咸南道永興郡守、平南道参与官、全南道知事、1929全北道知事、31慶北道知事(-35) | 35中樞院参議、同年没 |
| 高元勲・ 高元 勲 | 1881 | 慶北 | 留日〈明大法〉、1911警部、普成専門学校教師、校長、平北道参与官、中樞院参議、1932全北道知事(-36) | 1939中樞院参議(-44) 東一銀行調査役、臨戦 報国団副団長、国民總 力朝鮮聯盟鍊成部及厚 生部委員、大義党黨員 |
| 金時權・ 菊山時權 | 1884 | 黄海 | 平城日本語学校、1908財務部主事、郡守、平南道財務部長、慶北道参与官、36全北道知事、37江原道知事 | 1939朝鮮アグネサイト 開発株式会社監事、臨 戦報国団常務理事、国 民總力朝鮮聯盟理事 |
| 鄭僑源・ 烏川僑源 | 1887 | 慶北 | 旧韓国主事、総督府土地調査局主事、郡守、全南道参与官、1933黄海道知事、37忠南道知事 | 1939中樞院参議(-42)、 国民總力朝鮮聯盟理事 |
| 孫永穆 | 1888 | 慶南 密陽 | 私立進成学校卒、中樞院通訳官、1929江原道参与官、31慶南道参与官、35江原道知事、37全北道知事(-40)、45江原道知事、 | 満洲拓殖公社理事、国 民總力朝鮮聯盟徴兵後 援事業部長兼理事、国 民動員總進会理事、大 義党幹部 |
| 姜弼成 | 1885 | 咸南 | 早大通信教育、1910道書記、郡守、金融組合 | |

朝鮮総督府の朝鮮人官吏

| | | | | |
|----------|------|----------|---|--|
| | | | 長、中樞院参議、1937黄海道知事(-39) | |
| 尹泰彬・伊藤泰彬 | 1886 | 京畿 | 日本語学校卒、司税課長雇員、京畿道勸業課長、咸南道財務部長、忠南道内務部長、京畿道参与官、1939江原道知事、40忠北道知事 | 1944朝鮮重要物資営団監事 |
| 李源甫・李家源甫 | 1889 | 咸南 | 元山源興日語学校卒、永興署翻訳官、総督府警部、警視、京畿道刑事課長、郡守、総督府学務局社会教育課長、1940全北道知事(-42) | 中樞院参議(勅任待遇)、1945全北道知事 |
| 李聖根・金川聖 | 1887 | 黄海 | 全州育英学校卒、旧韓国巡検、総督府警部、警視、平北道課長、咸北道内務部長、1939忠南道知事(-40)／朝鮮人初の高等課長 | 1944当時毎日申報社長、臨戦報国団常務理事、国民總力朝鮮聯盟總務部企画委員 |
| 嚴昌燮・武永憲樹 | 1891 | 平南 | 黄州日語・元山日語卒、黄州郵便電信所事務員、1934総督府社会課長、慶南道参与官、40全南道知事、43慶北道知事(-44) | 1944総督府学務局長兼中樞院書記官長 |
| 金秉泰・金村泰男 | 1887 | 慶北 | 日語学校卒、郡守、平南道参与官兼産業部長、1939黄海道知事、42全北道知事 | 1943現在朝鮮石炭株式会社理事 |
| 兪萬兼 | 1889 | 京畿 | 留日〈青山学院、六高、東京帝大経済科・大学院〉、総督府農商工部、慶北道開慶郡守、慶北道庶務課長・社会課長、1924総督府学務局宗教課長、平北道参与官、30慶北道参与官兼産業部長、32総督府社会課長、34平南道参与官、39忠北道知事(-40)／兪吉藩の息子 | 1941年頃より中樞院参議(-44)、経学院副提学、国民總力朝鮮聯盟評議員、臨戦報国団評議員 |
| 李基枋・松永基弘 | 1888 | 平北 泰川 | 留日〈明大中退〉、旧韓国郡主事、道主事、総督府道書記、全北道鎮州郡守、1928道理事官、平北道産業課長、京畿道産業課長、33開城府尹、36黄海道参与官、39.12現在咸北道参与官兼内務部長、41忠南道知事(-42) | |
| 李昌根・平松昌根 | 1900 | 平南 平城 | 留日〈明大〉、1923高文試合格、慶北道参与官、39.12現在京畿道参与官兼産業部長、42忠北道知事、44.8慶北道知事 | 信貿易会社常務取締役、警察後援会副会長、相保貿易会社専務取締役 |
| 劉鴻洵・中原鴻洵 | 1889 | 忠北 | 1943江原道知事 | |
| 金大羽 | 1900 | 平南 | 留日〈九帝大工科〉、総督府社会教育課長、1939.12現在全南道参与官兼内務部長、41頃慶南道参与官兼産業部長、43全北道知事、45慶北道知事／「皇国臣民の誓詞」唱和の進言 | |
| 宋文憲・山本文憲 | 1892 | 京畿 | 官立漢城外国語学校卒、傭人軍属、郡守、1939.12現在江原道参与官兼産業部長、42.1黄海道知事、42.10忠南道知事 | |

| | | | | |
|--------------|------|----------|--|--------------------------------|
| 朴在弘・ 増永弘 | 1892 | 忠南 | 郡守、京畿道・咸南道課長、平南道参与官、1939.12現在咸南道商工課長、43頃平南道産業部長、44.8忠北道知事、1945忠南道知事 | |
| 鄭然基・ 草本然基 | 1891 | 慶南 居昌 | 留日〈東帝大〉、総督府山林課、郡守、1939全北参与官兼産業部長、1945全北道知事 | 中樞院参議、朝鮮奨学会職業部長、国民動員總進会理事、大義党员 |
| 朴相駿・ 朴澤相駿 | 1876 | 平南 | 平南道順川郡守、平南道参与官、1926江原道知事、27咸北道知事、28黄海道知事(-29)、経学院大提学、33中樞院参議(-44)、勅撰貴族院議員、44高陽郡守、45忠北道知事 | 臨戦報国団理事、国民總力朝鮮聯盟理事 |

(注1) 表記は第2表に同じ。ただし、「留日」は日本内地の教育を受けた場合を含む。
 (出所) 第2表と同じ。

している。李範益は、一時満洲にゆき、満洲国の省長や参議府参議となるなど、第一のコースをたどった官吏より、退職後の道が多様である。このような「転身」の事実は、第二のタイプの官吏の方が、実務能力に長けていたことと、無関係ではないであろう。

特に一九二〇年代との比較でいえば、日本の高等文官試験に合格して総督府に入る朝鮮人官吏が三〇年代に急増したことは注目すべきであろう。高文試に合格して総督府に入った朝鮮人の第一号は、李昌根で一九二三年のことであった。二〇年代には李昌根を含め、三名しか高文試合格者がいなかったのが、三一年には三名、三二年には二名、そして三三年、三四年にはそれぞれ一〇名以上の高文試合格組の朝鮮人が、総督府に入った。⁽⁵⁾

これらの高文試合格組の人材は、若くして高等官として総督府に入り、総督府の事務官として仕事をこなした。後述するように、高文試合格組は、全体からみると決して多くなかったにもかかわらず、戦後の韓国で、重職についていった者がめだつのは、彼らがその時代に近代的テクノクラートとしての能力を備えた貴重な人材として、評価されたことによるのであろう。

ところで、地方はどうであったか。「分任主義」をめざし、地方自治制度の確立を掲げた斎藤総督の下で、地方制度の改正が行なわれ、道や面の諮問機関を設けることや選挙制度が認められるようになった。これが施行にいたるのは一九三一年四月のことである。さらに一九三三年四月からは、従来の

諮問機関を議決機関とし、道・邑面に法人格を付与するということが実施された。邑は従来「指定面」として重視していた面を邑としたのである。邑はこれにより、ほとんど府に近い扱いとなった。邑長には、日本人が就いた。面長は朝鮮人がこれに就いていたが、次第に、場合によっては日本人も就くようになった。ただし日本人面長は面長全体からみるときわめて少数であり、それも格の高い面に赴任した。一九二二年八月の地方官制改正で面長中五〇名に限り、奏任官待遇とすることになったが、これら奏任官にとりたてられた面長は、総督府行政官や警察や軍人を退官した者、その地方において特に名望があると見られる者、長年面長の職にあり功績を認められた者などであった。最初の奏任官面長四六名中一五名が日本人であった。その一五名の内、七名が元警察・軍関係者であった。朝鮮人三二名の中では、軍人出身者が一名いるだけである。⁶⁾ これらのことから、地方についても重要な所にはなるべく日本人を就けていたことはもちろん、地方行政が日本の掌握する警察力・軍事力と密接不可分で進められていた状態がうかがえる。

以上に見るように、一九三〇年代前半の総督府における朝鮮人官吏の登用状況は、基本的には一〇年代二〇年代と大差がなかった。日本のとつた方針は、少数のきわめて親日的態度を明らかにしていた者を優遇し続けるものであった。また地方自治といながらも重要な所には、日本人が就き、警察力で地方を押えた。しかし、一方で実務能力を評価される高官が増えていたことは事実で、特に高文試を合格した朝鮮人がこの時代を境に倍増したことは特記すべきことであろう。

(二) 日中戦争以後の朝鮮人官吏

朝鮮人官吏の登用状況に明らかかな変化が見られるのは、一九三七年七月の日中戦争勃発以降である。この時代、日本は戦争へと突き進んでいったのであるが、時を経るにしたがって、戦時の要請から日本人の人材が逼迫する状態と

第4表 戦争末期の朝鮮人官吏の増減

| | | 1941年 | | 1942年 | | 1943年 | |
|---------------------|-----|-------|------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | | 日 | 朝 (%) | 日 | 朝 (%) | 日 | 朝 (%) |
| 朝鮮総督府 | 勅任官 | 20 | — | 18 | — | 18 | — |
| | 奏任官 | 328 | 13(3.8) | 340 | 15(4.2) | 381 | 17(4.3) |
| | 判任官 | 1359 | 94(6.5) | 1356 | 108(7.4) | 887 | 77(8.0) |
| 通信局 | 勅任官 | 2 | — | 2 | — | 2 | — |
| | 奏任官 | 163 | 2(1.2) | 91 | 2(2.2) | 65 | 2(3.0) |
| | 同待遇 | 7 | 1(12.5) | 8 | 5(38.5) | 8 | 4(33.3) |
| | 判任官 | 3564 | 381(9.7) | 4469 | 797(15.1) | 4039 | 1003(19.9) |
| | 同待遇 | — | — | 32 | 11(25.6) | 71 | 1300(94.8) |
| 交通局 (鉄道局) | 勅任官 | 7 | — | 6 | — | 9 | — |
| | 奏任官 | 195 | 2(1.0) | 103 | 2(1.9) | 258 | 6(2.3) |
| | 同待遇 | 16 | 1(5.9) | 14 | 1(6.7) | 15 | — |
| | 判任官 | 4055 | 428(9.5) | 4081 | 482(10.6) | 5063 | 596(10.5) |
| | 同待遇 | 781 | 95(12.2) | 666 | 88(11.7) | 932 | 104(10.0) |
| 専売局 | 勅任官 | 1 | — | 2 | — | — | — |
| | 奏任官 | 52 | 3(5.5) | 47 | 3(6.0) | 28 | 2(6.7) |
| | 同待遇 | 3 | — | 3 | — | 2 | — |
| | 判任官 | 914 | 363(28.4) | 858 | 359(29.5) | 691 | 353(33.8) |
| | 同待遇 | 9 | — | 9 | — | 4 | — |
| 道府郡島 | 勅任官 | 9 | 5(35.7) | 10 | 8(44.4) | 10 | 6(37.5) |
| | 奏任官 | 213 | 220(50.8) | 355 | 262(42.5) | 418 | 258(38.2) |
| | 同待遇 | — | — | 199 | 14(6.6) | 173 | 12(6.5) |
| | 判任官 | 15792 | 9846(38.4) | 16380 | 12343(43.0) | 14440 | 12202(45.8) |
| | 同待遇 | — | — | 1746 | 1142(39.5) | 1331 | 1113(45.5) |
| 道立医院 | 勅任官 | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| | 奏任官 | 159 | 15(8.6) | 161 | 13(7.5) | 149 | 9(5.7) |
| | 判任官 | 143 | 70(32.9) | 137 | 58(29.7) | 126 | 55(30.4) |
| 税務官署 | 勅任官 | 2 | — | 2 | — | — | — |
| | 奏任官 | 48 | 17(26.2) | 51 | 16(23.9) | 30 | 15(33.3) |
| | 判任官 | 961 | 942(49.5) | 824 | 1042(55.8) | 529 | 955(63.4) |
| 裁判所・ 検事局・ 供託局 | 勅任官 | 20 | — | 19 | — | 20 | — |
| | 奏任官 | 201 | 301(60.0) | 312 | 53(14.5) | 300 | 73(19.6) |
| | 判任官 | 614 | 284(31.6) | 611 | 299(32.9) | 542 | 317(36.9) |
| 刑務所 | 奏任官 | 20 | — | 20 | — | 22 | — |
| | 同待遇 | 28 | 3(9.7) | 32 | 4(11.1) | 28 | 7(20.0) |
| | 判任官 | 108 | 20(15.6) | 137 | 23(14.4) | 137 | 25(15.4) |
| | 同待遇 | 1240 | 1137(47.8) | 1354 | 1105(44.9) | 818 | 1431(63.6) |
| 京城帝大 | 勅任官 | 54 | — | 55 | — | 62 | — |
| | 奏任官 | 127 | — | 121 | — | 121 | — |
| | 判任官 | 135 | 17(11.2) | 128 | 27(17.3) | 95 | 33(25.8) |

朝鮮総督府の朝鮮人官吏

| | | | | | | | |
|-------------|-------------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| 官公立専門 学校 | 勅任官 奏任官 判任官 | 7 | — | 9 | — | 9 | — |
| | | 80 | 5(5.9) | 106 | 5(4.5) | 104 | 5(4.6) |
| | | 89 | 10(10.1) | 63 | 7(10.0) | 56 | 7(11.1) |
| 師範学校 | 勅任官 奏任官 判任官 | — | — | — | — | 1 | — |
| | | 57 | 4(6.6) | 62 | 4(6.1) | 92 | 6(6.1) |
| | | 292 | 47(13.9) | 309 | 60(19.4) | 380 | 63(14.2) |
| 中等学校 | 奏任官 判任官 | 500 | 14(2.7) | 550 | 13(2.3) | 633 | 19(2.9) |
| | | 1996 | 238(10.7) | 2192 | 328(13.0) | 2085 | 412(16.5) |
| 国民学校 | 奏任官 判任官 | 781 | 96(10.9) | 1173 | 193(14.1) | 1085 | 183(16.9) |
| | | 12943 | 10001(43.6) | 10442 | 10927(51.1) | 10302 | 13038(55.9) |
| その他 | 勅任官 奏任官 判任官 | 2 | — | 3 | — | 3 | — |
| | | 128 | 7(5.2) | 141 | 5(3.4) | 113 | 5(4.2) |
| | | 1741 | 611(26.0) | 1833 | 678(27.0) | 566 | 99(14.9) |
| 合計 | 勅任官 | 127 | 5(3.8) | 129 | 8(5.8) | 137 | 6(4.2) |
| | 奏任官 | 3100 | 453(12.7) | 3733 | 586(13.6) | 3699 | 600(14.0) |
| | 同待遇 | 54 | 5(8.5) | 256 | 24(8.6) | 226 | 23(9.2) |
| | 判任官 | 43706 | 23352(34.8) | 43820 | 27538(38.6) | 39935 | 29235(42.3) |
| | 同待遇 | 2030 | 1232(37.8) | 3798 | 2355(38.3) | 3156 | 3948(55.6) |
| 総計 | | 49017 | 25047(33.8) | 51336 | 30511(37.3) | 47153 | 33812(41.8) |

(出所) 内務省管理局「朝鮮及臺灣同胞ニ對スル政治待遇調査ニ關スル資料」(1944年12月) 所収の「最近三箇年ニ於ケル朝鮮総督府及同所屬官署員数比較対象表」(外務省外交史料館『本邦内政關係雜件・植民地關係・5』)より作成。

なり、朝鮮人を登用せざるをえない状態になったのである。

第1表に明らかかなように、それまで、朝鮮人官吏の人数の前年比伸び率は、年率5%内外であったのが、一九三七年には一〇・九%、三八年には八・九%、三九年には一五・二%、四〇年には二〇・四%と急増している。全体に占める朝鮮人官吏の割合も、それまで三六%程度であったのが、一九三九年には、三九・三%、四〇年には四一・九%、四二年には四四・五%と増大している。

これらの増加は主として、判任官以下の下級官吏における朝鮮人の増大による。第4表をみると、一九四一年から四三年までで、いったいどの部門に朝鮮人が増えているかがわかる。これによれば、特に増大が著しいのが、通信局の判任官及び同待遇、中等学校と国民学校の判任官クラスの人員である。道府郡島の判任官及び同待遇でも、朝鮮人の割合が増えている。税務官署、裁判所などの部門でも、日本人が減少し、相対的に朝鮮人の割合が上昇した。これに対して、鉄道局

では、日本人の増加ほど朝鮮人の人員が増えていない。要するに、中央では相変わらず朝鮮人は少なかったが、地方では判任官および同待遇クラスの朝鮮人官吏が急増したのである。また鉄道局のように、技術が必要で、戦略的に重要性を持つ職には、いかに急を告げる情勢であっても、朝鮮人官吏は簡単には増えなかった。しかし、鉄道局でも、これ以下のレベルの人員には、この時代朝鮮人が急増している。⁽⁷⁾ 朝鮮人官吏は、文字どおり、皇民化政策の末端を担うことになったのである。

これらの判任官の登用は主として二つのコースがあった。第一は、雇員等の下級官吏から昇進する場合で、第二は普通文官試験を通して採用される場合である。⁽⁸⁾ この普文試験は学歴制限がなく、独学で受験する者も多かった。受験者の多くは、「官吏」をめざして独学で勉強する若者か、行政、警察、鉄道などのノン・キャリアの下級官吏であった。⁽⁹⁾ 普文試験は当然日本人も受け、倍率は一〇倍近くになるという難関であった。受験科目として憲法、民法等の法律をはじめ、地理、歴史、国語（日本語）、算術等が設定され、経済や英語も選択で受験するようになっていた。普文試験を受けた者は、恵まれない環境の下で「出世」を夢みてこれらの受験勉強に励んだのである。この関門を通り、官吏としての実務で認められ、さらに上をめざそうとしていた人材が、一九三〇年代・四〇年代には確実に増えていた。特に、戦時の非常時体制で、日本人が戦争にかり出されると、実務能力のある朝鮮人官吏の人材の要請が増大していった。そうした要請にこたえるべく一九三六年九月には、朝鮮総督府地方官養成所規定が發布され、判任文官の資格がある者に対し、一年間教育を行なうことになった。⁽¹⁰⁾ 日本の支配に迎合せざるを得ないという特殊な状況であったにせよ、明らかに旧時代の支配層とは異なる実務能力を持った官僚群が増大していったといえよう。

このような動きを待つまでもなく、朝鮮人の待遇改善については、時を経るにしたがってその要請の声が高まり、いくつかの試みが実施されるようになった。南次郎総督の時代になって、「内鮮一体」が叫ばれる中、まず朝鮮人官吏の初任給が引き上げられた。また一九三七年二月付で朝鮮人参与官の俞萬兼（忠清南道）、李鍾殷（全羅北道）、洪

鍾國（江原道）、張憲根（咸境北道）の四名が勅任官に昇進した。これらは「内鮮一體を建前とする南人事の最初のゼスチュア」⁽¹¹⁾として注目された。

しかし、朝鮮人の待遇改善ということが議論にのぼること自体、実際には暗然とした差別が存在していたことに他ならない。加俸問題は、一九二〇年代からの課題として、再三論議の対象となっていたし、司法官、行政官、警察官など、制度上はともかく、「不文律的に内鮮人間を越え得べからざる一線」⁽¹²⁾が存在した。先に勅任官に昇進した四名は、官吏として特に優秀な実績を収めていたとはいえない。兪萬兼などは、兪吉濬の息子ということで、一目おかれ⁽¹³⁾てはいたものの、自らが実務をきちんとこなすタイプではなかった。もともと参与官という職が「床の間の飾物然たる存在」⁽¹⁴⁾とされ、実質的にはほとんど何もしていなかった。一九三七年当時の一三名の参与官中、先の四名を除く四名が、道の産業部長を兼任しており、事務官としての仕事をこなしていた。こうしてことから見ても、勅任官昇進は文字どおり「ゼスチュア」であり、ほんの少数の上層指導階級を懐柔し、一般民衆の宣撫に利用する政策の⁽¹⁵⁾ひとつであったといえよう。

戦局の推移にともない、中央集権的支配・統制体制はますます強まった。太平洋戦争末期の一九四三年一月には、総督府では産業行政の機構を戦争一本に集中するため、機構改革が行なわれた。朝鮮には、食糧の増産、軍需物資の開発増産、海陸輸送力の増強、徴兵その他の人的資源の活用が至上の命題として課されていた。これを遂行するため、役所の機構を簡素化し一元的にすることが求められたのである。従来の一一局と官房のうち、総務、司政、殖産、農林、鉄道、専売の六つを廃し、鉱工、農商、交通の三局とした。また地方では、税務監督局、営林署、土木出張所、穀物検査所等は全廃し、道に一本化される処置がとられた。こうして、戦争遂行に貢献するため、一元的な生産力拡充推進政策がとられていったのである。かつての日本人総督府官吏はこれを「最も非正常的な決戦機構の確立」⁽¹⁶⁾とし、一九四二―三年には、「行政機構その他諸般にわたる平常なる政策の運営は殆ど不可能の状態」⁽¹⁶⁾になったという。

問題はこうした官制改革にもなう厳しい中央統制政策を朝鮮人下級官吏や民衆がいかに受けとめていたか、換言すると、中央統制がいかに地方に浸透したかということである。この点、当時の資料を見る限り、満洲国の場合とは対照的である。満洲国では、日本人官吏を通じて、中央の命令で地方を動かそうとしたものの、それは困難をきたした。⁽¹⁷⁾ところが朝鮮の場合は、逆に、中央統制がゆきわたりすぎて、地方の政治が停滞したり、過度な負担を民衆に強いていることへの危惧が、報告されている。たとえば、当時の雑誌上で、「上からの命令を引写しての地方行政では地方の牧民官はロボットと化して潑刺たる施政の運用は困難になる傾向に在る」⁽¹⁸⁾と批判されている。また、内務省の囑託が戦争末期に朝鮮の民情動向と邑面行政の調査をした報告書には、戦局の進展にもない、民衆の負担が過大になり、不信感を生じていることが報告されている。それによれば、朝鮮では昭和一六（一九四一）年頃より「韓国以上」（旧韓国以上にひどい―筆者）という合言葉が民間に流行した。戦局の進展にもなう食糧、貯蓄、労務の供出が激しくなったためである。だが、注目すべきことは、このような民衆の「疑惑、反感」を背景としながらも、政策が貫徹されていることである。このため、報告書では、「外形ト結果ニ於テハ上部ノ意圖ハ殆ンド第一線末端機關ニ滲透シ從ツテ第一線ノ官公吏亦聖戰完遂ニ奮闘シツツアルノガ其ノ現狀」⁽¹⁹⁾と見られているとする。一方、報告書は総督政治に対する疑惑や不平、不満を生み出すような構造を批判的に描く。すなわち、本府が地方の実情に通じない上に、道官吏は本府の官吏より質が低く本府の命令をそのまま郡にかぶせる。郡や邑面の職員は知識不足で、その命令を検討しないまま民衆に強制するという構造であるという。その結果、民衆に上層部の意圖以上に重い負担を強いている。一般の民衆は官の要請に追いつかない状態にあり、これが疑惑や反感を招いている、とする。⁽²⁰⁾中央集権的官僚機構が、末端まで統制を貫徹し、そのことによる弊害が顕在化しつつあったことが明らかである。

朝鮮の中央集権的官僚機構による支配は、地方まで貫徹したといつてよいであろう。少なくとも満洲と比較した場合その違いは際だっている。それでは、どこからこうした違いが生まれるのか。このことはやはり在来社会の違いと

いう点を考慮に入れて考えるべきであろう。本稿の二章でも分析したように朝鮮の場合、満洲と比べて、それぞれの行政の単位が小さく、かつ地方の行政単位にそれほど大きな権限があるわけではなかった。旧中国の場合、事実上の行政単位である省が、「王国」といわれる程権限を持っていた。しかし、省がその下の行政単位である県を完全に掌握しきっていたわけではなかった。一方朝鮮は、早くから中央集権的官僚体制が発達し、きわめて強固な中央集権的システムの貫徹した社会であった。⁽²¹⁾ 中間的行政機構の権限が両者では決定的に違っていたのである。さらに、日本の統治政策という面からみれば、小さい半島であった朝鮮の方が、官僚機構で統制することが容易であったのは当然であろう。また、満洲国がまがりなりにも「独立国」であったのに対し、朝鮮は日本が「併合」したのであるから、当初より、現地のさまざまな権限を奪取し、中央統制体制を整備することにより露骨に力を注ぐことができた。

このような統制体制の違いが最も顕在化したのは、戦争末期であった。朝鮮は貯蓄や食糧の供出という面で、きわめて「良好な」成績を収めた。総督府の朝鮮人官吏達は、皇民化政策や国民総力運動の一端を担う担い手となったのであった。

- (1) 齋藤實文書の中には、朝鮮人高官について儒教の派閥をも明示しているものがある(たとえば「中樞院議員に関する調査書」(一九二四年二月末現在)、『齋藤實文書』七四―五)、「朝鮮貴族略歴」、『齋藤實文書』一〇〇―三(など)。
- (2) 「事務担任参議官成績調」(『齋藤實文書』七四―五)。
- (3) 鐵騎生・前掲「官吏哲学・六」、三七頁。
- (4) 中樞院を辞し、事業を始めて失敗した者の中に、宋秉峻がいる。宋は旧韓国時代に、農商工部大臣、内部大臣等の職にあり、李完用、朴泳孝に次ぐ大物政治家であった。併合後は爵位も受け、中樞院の顧問になったが、一九二一年末に病気を理由に辞職した。やめる前に朝鮮の行政に関し、意見書を提出している。意見書では、朝鮮に内地と同様の施政を行なうことに疑問を呈し、朝鮮人住民に配慮のない産業政策や、重要な地位を日本人が占めている状態を改正し、区長から道参事官まで民選にすること、朝鮮人の言論の自由を保障すること等の提言を示している(「所感・宋秉峻意見書」(一九二〇年八月)、『齋藤實文書』一〇四―二六)、「宋秉峻意見書」、『齋藤實文書』一〇四―一四)。宋は他にも総督府の政治についてさまざまな意見や

改革案を寄せていた。(伯爵宋秉峻ノ動静ニ関スル件)『齋藤實文書』一〇〇一九(1)。しかし、これらの意見は全くうけいれられなかった。

- (5) 橋谷・前掲論文、一四四頁。
- (6) 「奏任待遇面長の略歴」(『朝鮮行政』第二卷第三号、一九三三年三月)一三六一―一三九頁。
- (7) 鄭在貞・前掲論文、四四―四四二頁(日本語版、三四六―三四八頁)。
- (8) 橋谷・前掲論文、一四五頁。
- (9) 同前、一四六頁。
- (10) 前掲・『施政三十年史』、四三〇―四三二頁。
- (11) 須麻守人「朝鮮官僚論(二)」(『朝鮮行政』第二卷第二号、一九三八年二月) 八四頁。
- (12) 同前、八五頁。
- (13) 兪萬兼は雑誌の人物評で「親の七光りで総督府課長二度」、「義理にも能吏とは申上げかねる」と紹介されている。(須麻守人「朝鮮官僚論(二)」(『朝鮮行政』第二卷第二号、一九三九年六月)七七頁、橋谷・前掲論文、一四四―一四五頁)。
- (14) 須麻・前掲「朝鮮官僚論(一)」、八四頁。
- (15) 小暮泰用「復命書」(一九四四年七月三二日)(外務省外交史料館『本邦内政関係雑件・植民地関係・2』所収)。
- (16) 近藤釵一「補記」(前掲「朝鮮総督府官制とその行政」)八六頁。
- (17) 満洲国史刊行会編『満洲国史・各論』、満蒙同胞援護会、一九七一年、一六六―一六七頁、拙稿「満洲国」の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策の展開、六九―七二頁。
- (18) 布施龍一郎「新機構の横顔(一)」(『朝鮮行政』第二卷第二号、一九四二年二月)三〇頁。
- (19) 前掲・小暮泰用「復命書」。
- (20) 同前。
- (21) 丁時采によれば、朝鮮の官僚制度は三国時代後期より形成されたが、「絶対的官僚制度」が確立したのは、李氏朝鮮時代であったとする。それは司法・立法・行政が未分化な「専制国家的官僚体制」であったが、中央の地方に対する指揮監督体制が確立し、発展したという(丁時采・前掲書、一七八―一八二頁)。

四 終戦—総督府官吏のその後—

一九四五年八月一日、日本の敗戦という形で戦争が終わり、朝鮮半島から日本が引き上げることになった。朝鮮総督府の官吏として登用された者が、解放後どのようなようになっていったかという問題は、総督府の統治の性質という点を考える上でも重要であろう。しかしここでは、これまでの分析の延長線上で判明したいいくつかの事実を指摘するにとどめ、本格的分析は後に譲る。

満洲国の場合、大臣クラスの中国人はソ連に抑留された。その他の者も、体制が変わったこともあり、困難な戦後を過ごした。若干の者を除いて、戦後の行方はわからないが、解放後の中国で政治的に力を持った者を探すのは困難である。⁽¹⁾朝鮮総督府の官吏の場合、相当多くの者が、戦争の韓国の政治を担う層となっていた。無論、戦後「親日派」として公的な断罪の対象にされた者もいたが、数から見ると少数で、最も象徴的な親日的人物だけがその対象となった。しかも「反民族行為処罰法」が韓国の国会を通したのは一九四八年九月で、それまでに朝鮮半島の解放後の政治情勢の大枠が確定してしまっていた。この法案により、受爵者、中枢院副議長・顧問・参議、勅任官以上の官吏、道、府の議員、官公吏として民族に對し害をくわえた者、などは一〇年以下の懲役、一五年以下の公民権停止とされることとなった。⁽²⁾道知事や道参事官クラスの官吏は、大方その対象とされたが、先の表で掲げた道知事・参事官の中で、実際に逮捕されたことが確認できたのは、朴重陽、張憲植、鄭僑源、孫永穆、李源甫、李聖根、嚴昌燮、金大羽などである。⁽³⁾

しかし、日本統治時代に特に重職に就いた者に対するこうした公的追放がなされる以前に、総督府時代の官吏を改めて登用し、解放後の政治に利用することが行なわれていた。解放後南朝鮮に入り南朝鮮過渡政府を樹立した米軍は、総督府の機構を継承し、旧総督府官吏を再任する方針をとった。⁽⁴⁾米軍政府の朝鮮人官吏の最も多くが、かつての総督

第5表 1939年12月の総督府高等官中解放後の経歴が確認できた者

| | 生年 | 出身 | 経歴 | 解放後の職 |
|-----------|------|----------|---|---|
| 崔夏永 | 1907 | 京畿 | 留日〈東帝大卒〉、1933高文試験合格、本府内務局地方課事務官、43本府総務局調査課長 | 1945米軍政庁農商局長、46天一製薬(株)取締役、51審計院事務局長、56審計院長 |
| 崔景烈・朝山あきら | 1905 | 平南順川 | 留日〈京都帝大〉、1929総督府技師、38本府内務局土木課技師、39同局京城府土木出張所技師、44運輸局技師 | 1946過渡政府土木部長、48内務部建設局長、52ソウル大工科大学優待教授、61.5国家再建最高会議企画委員会再建企画分科委員、61.9中央経済委員会委員 |
| 閔漢植 | 1897 | 忠北堤川 | 京城工業専門学校、総督府技手・技師、1939現在本府内務局土木出張所技師、40.9釜山土木出張所、運輸局技師、局長 | 1948頃李政権ソウル建設局長、1957内務部土木局長、韓国電力公社社長 |
| 林文碩 | 1903 | 慶北 | 京城帝大法文学部卒、1936宣川郡守、39全北道内務部地方課長、44忠南道産業部長 | 1950大邱弁護士会会長、58.5第4代民議員(民主党)、60.7第5代民議員、61.5民主党企画委員 |
| 李海翼 | 1905 | ソウル・全州李氏 | 留日〈東北帝大法〉、1933高文試験合格、黄海道新溪郡守、黄州郡守、39現在黄海道農村振興課長、43開城府尹、京畿道内務局長? | 1947自由新聞取締役、48内務部地方局長、50京畿道知事(-52)、60.5農林部長官(60.8)、61大韓塩業(株)会長 |
| 韓鍾建 | 1902 | 慶南 | 留日〈京都帝大法〉、1932高文試験合格、総督府地方官、39現在黄海道保安課長、慶南道財政部長 | 米軍政庁警察部長、弁護士、1960第5代民議員 |
| 韓東錫 | 1906 | 咸北 | 京城帝大卒、1934高文試験合格、39現在咸南道巡査教習所長 | 中央物資行政処次長、中央経済委員会事務局次長、1951.5総務処長(-53.11)、54.5第3代民議員 |
| 金永祥 | 1906 | | 1929高文試験合格、39現在京城府財政部長 | 1954.5第3代民議員、58落選 |

(注1) 表記は第2表に同じ。ただし、「留日」は日本内地の教育を受けた場合を含む。

(出所) 「朝鮮総督府高等官一覧表」(1939年12月20日現在) (『朝鮮行政』第19巻第1号、1940年1月)、橋谷・前掲論文、p.143、外務省アジア局監修、霞閣会編『現代朝鮮人名辞典』、世界ジャーナル社、1962年、『大韓民人事録』、内外弘報社、1949年、“Who’s Who in South Korea Interim Government” vol.1, vol.2, などより作成。

府官吏であった。入手した過渡政府の朝鮮人官吏のAからIまでの名簿によれば、総数一四二名中七〇名以上が総督府官吏の経歴を持つことが確認でき、弁護士や東拓社員、満洲国官吏など総督府官吏に準ずる者を加えると一〇〇名近くにもなる。⁽⁵⁾

米軍政が旧総督府官吏を大量に再雇用しているのなら、それを引き継いだ李承晩政権にとって、「親日派」の断罪に乗り出すことは、混乱を招く恐れがあり、消極的にならざるをえなかった。⁽⁶⁾ 第5表は、一九三九年一月における総督府の朝鮮人高等官一覧の中から、解放後の経歴を確認できた者の一覧である。三九年一二月の朝鮮人高等官は五〇名であったが、確認できた八名は、いずれもその中でも超エリートの経歴を持つ者である。数は少ないが、高等官中の「生き残り組」の傾向がはっきり出ている。まず、高等文官試験合格者がめだつ。三九年の高文試験合格者一三名中五名が確認できた。そして高文試験合格組以外で生き残ったのは、技師である。総督府において「技師」という職は、「高等官」に相当した。李承晩政権は技術者を生かし利用する方針で、前述の「反民族行為処罰法」においても、日本時代に高等官三等以上の官公吏は当該法の公訴時効経過前には公務員として任命できないことになっていたが、「技術官は除外する」こととなっていた。⁽⁷⁾ 二人の技師は、その技術によって李承晩政権の中枢に入ってゆくのである。ここから見る限り、テクノクライトと技師が解放後、政治的命脈を保ったことがわかる。

中央の高等官以上に、地方の官吏、下級官吏の方が政治的混乱の中でそのまま残ることが可能であったと思われる。解放後も、地方の行政機構は基本的には維持され、かつての官吏の多くがこれを担うことになったのである。⁽⁸⁾ 先の過渡政府の朝鮮人官吏の名簿の経歴をみても、総督府時代の地方と同じ地方で、だいたい同じような職種のポストに採用されている者が多い。⁽⁹⁾ 総督府時代の「経験」と「専門性」が重視されたことがうかがえる。

このようなことから考えると、一九三〇年代・四〇年代に日本の統治下で増大していった朝鮮人の総督府官吏群は解放後の韓国の政治の担い手として貴重な人材となっていたことを否定することはできないであろう。無論、解放

後の朝鮮半島には、日本統治以外の要素が多く入り込んでいる。海外で独立運動を行っていた者が帰国したし、米軍の影響も大きかった。これらの要素が相俟って戦後の朝鮮半島の歴史を形成してゆくのであるが、その点については、また稿を改めて分析してゆきたい。

(1) 中国人で満洲国の大臣クラスの重職に就いた者は、終戦後そっくりソ連に抑留され、一九五〇年前後になってから、中国に帰国し、収容所に入り、「思想改造」教育を施された。また、それ以外でも高不琨「偽満人物―偽総理大臣秘書官の回憶―」、長春市地方史編纂委員会〈長春〉、一九八八年、などから若干のケースが判明した。あくまで個人的情報の範囲であるが、戦後は歴史資料の編纂や、教育関係の職に就いた者が多かったようである。

(2) 「反民族行為処罰法」(高元燮編『反民族者罪状記』、白葉文化社〈ソウル〉、一九四八年) 一六〇―一六二頁。

(3) 同前、七〇―九四頁。

(4) Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Princeton University Press, New Jersey, 1981, pp. 151-158 (邦訳〈ブルース・カミングス著、鄭敬諤・林哲訳〉『朝鮮戦争の起源・第1巻』、シアレヒム社、一九八九年、の第5章、特に二一六―二三三頁)を参照のこと。中でも、警察機構は肥大化し、その幹部のほぼ八割が総督府時代の警察官出身となった (Cumings, op. cit., pp. 166-167 [同前・邦訳、二二二―二三三頁])。

(5) *Who's Who in South Korea Interim Government, vol. 1 and vol. 2, compiled by Political Advisory Group Headquarters, XXIV Corps, APO256, 1948*. 本資料は、vol. 2, pp. AからIまで一四二名の過渡政府の朝鮮人官吏の情報が整理されているが、これは、アメリカが作ったファイルの五分の一にすぎない。残りの者に関する情報はこうした形でまとめられなかった模様である。

(6) 解放直後の「親日派処罰問題」の流れについては、とりあえず呉翊煥「反民特委の活動と互解」(宋建鎬他著〈青丘出版委員会訳、吳滿監訳〉『分断か統一か―解放前後史の認識―』、影書房、一九八八年)ならびに三枝壽勝「八・一五以後における親日派問題―解放後の朝鮮文学―」(『朝鮮学報』第一一八輯、一九八六年一月) 七一―七八頁、を参照のこと。

(7) 前掲「反民族行為処罰法」、一六一頁。

(8) 森田芳夫『朝鮮終戦の記録』、巖南堂書店、一九六四年、二九〇―二九二頁、Cumings, op. cit., Chapter Nine, pp. 311-312, p. 320, pp. 327-328, p. 337, p. 346 [邦訳〈ブルース・カミングス著、鄭敬諤・加地永都子訳〉『朝鮮戦争の起

源・第2巻』、シアレヒム社、一九九一年、の第9章、特に五〇三頁、五一二頁、五一九―五二〇頁、五三〇頁、五三九頁」
なごを参照の、(17)。

(5) Who's Who in South Korea Interim Government.

五 結 語

朝鮮総督府の朝鮮人官吏について、その変遷を追った。ここで序で掲げた、総督府の統治政策の性格、ならびにそれに対する現地社会の対応という二つの点について、満洲国の場合と比較しつつまとめてゆきたい。

まず、現地官吏の登用状況からみた植民地政策の性格という点であるが、日韓併合以降、基本的には日本人が行政を動かす官職に就き、朝鮮人の官吏は中央では採用されることが困難な状況になった。朝鮮人官吏の最高官職とみてよい道知事・参与官には、きわめて日本人と関係の深い人材が登用された。全体からみるとごく少数のこれらの人員は、その後も道知事・参与官の職を歴任したり、中枢院に入ったりした者が多く、少数の「協力的人材」を優遇し続けた総督府の方針が明らかである。地方に関しては、併合直後より朝鮮人官吏を登用せざるを得なかった。しかし警察権と徴税権が取りあげられ中央が掌握することとし、都市の重職や技術系統の職には日本人が配置され、極度に中央集権的官僚体制がしかれた。

朝鮮人官吏にかんする登用方針は一九三〇年代半ばまでは、基本的には大きな変化は見られなかったといつてよい。しかし、三〇年代半ばには、高等文官試験合格者が倍加し、更に日中戦争勃発以降、日本人の人材の逼迫にともない、判任官以下の下級官吏を中心として朝鮮人官吏の割合が増大した。日本の支配に迎合せざるを得ないという特殊な状況ではあったが、実務能力を持った官僚群が増大していった。

少数の日本に近い人材を優遇したこと、警察力を掌握しそれによって地方をpushさえようとしたこと、日中戦争勃発以降現地官吏の登用が積極化することなど、満洲国の場合でも同様の傾向がみられる。しかし、満洲は中国から「独立」させるという手続きを踏まねばならなかったため、特に建国当初の人材登用は朝鮮ほど単純にはゆかなかった。後半にゆくに従って、その性格を明らかにしていったと考えられる。

また、第二の問題提起と関連して、朝鮮の方がずっと早く中央の意向を貫徹させるべく総督府の中央集権的官僚統治機構を完成したとみられることに注目したい。たとえば、朝鮮では地方の行政区画の統廃合と官吏の配置について、早い段階で日本の意向による改変が成し遂げられた。このことから、すでに言い古されてきたことではあるが、極度に中央集権的な官僚機構による支配が朝鮮統治において機能していたことが確認できる。同時に、満洲の場合と比較すると、その違いの要因が既存の社会の性格の違いに深くかかわっているように思える。「省」や「県」などの地方行政機構が甚大な権限を有していた中国と比べ、朝鮮は李氏朝鮮時代よりきわめて中央集権的統治構造をもつ社会であった。日本はそれを利用しつつ、日本による支配を貫徹すべくより一層強固な中央集権体制を整えていったのであった。

さらに戦争の進展につれて中央集権的官僚機構の強化が図られた。こうした官僚機構による統制が地方に貫徹していたか否かについて、朝鮮は満洲国の場合と大きく異なる。満洲国では、日本人官吏を通じて中央が地方を動かそうとしたがなかなかうまくいかなかった。朝鮮では、逆に、中央の意向が末端にゆくにつれて過度に強化されるという官僚機構の弊害が報告されている。朝鮮では官僚機構による統制が末端まで強烈に貫徹していたとみてよいであろう。この違いはやはり既存の社会の構造の違いによるところが大きいと思われる。朝鮮総督府の朝鮮人官吏は、膨大な中央集権的官僚機構の中で、戦時統制政策の担い手となっていたのである。

このような総督府官吏が終戦後、米軍政やその後の韓国の政治の担い手として重要な一角を築いていったと認めら

れることは、歴史の皮肉といえるであろう。一九四八年九月には、韓国では受爵者や勅任官以上の官吏など、めだつて「反民族的」であったとされる者については、公的な断罪の対象とされ、公民権が停止されることとなった。しかし、技術者はこの措置からはずされ、また相当多くの総督府官吏がそれまでに米軍政下の官吏として再雇用されていた。これは、解放後の韓国の政治や経済の実体を分析する上でも、また朝鮮総督府の統治政策の性格を考える上でも、決して無視し得ない事実なのである。無論、戦後の朝鮮半島には日本統治以外のさまざまな要素が入り込んできた。戦後の問題については、解放後の政治情勢の推移とからめて、さらに検討を進めてゆく必要があるであろう。